

運 営 規 程

社 会 福 祉 法 人 瑞 邦 会

く お ん 苑 通 所 介 護 事 業 所

くおん苑通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人瑞邦会が開設するくおん苑通所介護事業所（以下「くおん苑通所介護事業所」という。）が行う通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

2 通所介護従業者は、通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

3 通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。

4 通所介護は常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1 名称 くおん苑通所介護事業所

2 所在地 我孫子市日秀208番地（特別養護老人ホーム久遠苑 1F）

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容を次の通りとする。

(1) 管理者 1名

職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、事業所の運営に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名以上（サービス提供時間を通じて専従）

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提

供する者等との連携を行う。

(3) 看護職員 1名以上

利用者の健康管理及び看護を行うとともに、事業所における衛生管理等の業務を行う。

(4) 介護職員 3名以上（利用者の数が15人までは1人以上、それ以上5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上配置）

利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって必要な介護及び支援を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

2 前項に定める者のほか、事業所の運営上必要な職員を配置するものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日から1月1日を除く。

2 営業時間 午前8時00分から午後6時30分までとする。サービス提供時間は午前9時30分から午後5時00分までとする。

（緊急を要する場合等については、適宜対応することとする。）

（通所介護事業の利用定員）

第6条 通所介護事業の1日の利用定員は30名としそれを遵守する。

（通所介護事業の内容及び利用料等）

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。また、これ以外に次に掲げる費用の額を予め利用者又はその家族に対しサービスの内容及び費用について説明を行った上で徴収する。

1 通常事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎の費用

2 通常要する時間を超える通所介護において利用者の選定に係わるものの提供に伴い必要となる費用の範囲内においてサービス基準額を超える費用

3 食事の提供に要する費用

4 おむつ代

5 1から4以外、通所介護のサービス提供のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用でその利用者に負担させることが適当と認められる費用

基本事業

ア 生活指導

イ 日常生活動作訓練

ウ 養護

エ 家族介護者教室

オ 健康チェック

カ 送迎

通所事業

ア 入浴サービス

イ 給食サービス

(利用料金の変更)

第8条 前条に定める利用料等は、介護保険給付体系の変更、及び救済状態の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して説明をした上で、当該利用料金を変更することができるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、柏市・我孫子市の地域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者がサービス提供を受ける際、事故防止の為機能訓練室及び機能訓練器具等の利用にあたっては職員の指示のもと行うこととし、また食事・入浴・レクリエーションの時間及び器具の取り扱いについても同様とする。

(緊急時における対応)

第11条 利用者の急変など緊急時においては協力病院と連携し迅速に対応する。

(非常災害対策)

第12条 非常災害時に備え消防計画や消防設備等を併設施設で共用し、定期的に非難、救出そのた必要な訓練を行うとともに当該施設の自衛消防隊組織にて人命安全を確保する。

(虐待の防止の措置に関する事項)

第13条 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 権利擁護委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。

- (3) 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的開催するために研修計画を定める。
- (4) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第14条 通所介護事業者は、職員の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を調整する。

- 1 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 2 継続研修 年2回
- 3 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。
- 6 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講じる。
- 7 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人瑞邦会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成13年 4月 1日 一部改訂

平成15年 4月 1日 一部改訂

平成17年10月 1日 一部改訂

平成18年 4月 1日 一部改訂

平成20年 1月23日 一部改訂

平成20年 5月15日 一部改訂

平成23年 1月 1日 一部改訂

平成24年 4月 1日 一部改訂

平成29年11月22日 一部改訂

令和 2年 2月12日 一部改訂

令和 6年 2月 1日 一部改訂

令和 7年 4月 1日 一部改訂